

平成29年3月1日

登録業者様

宮崎県企業局

庁舎等の設備維持管理業務における最低制限価格等の適用について（お知らせ）

1 最低制限価格及び調査基準価格の適用基準

庁舎等の設備維持管理業務について、最低制限価格又は調査基準価格を適用します。

適用基準	
最低制限価格	予定価格の概ね80%
調査基準価格	予定価格の60%以上

2 対象業務

- (1) 電気設備の点検及び保守に係る業務
- (2) 自家用発電設備の点検及び保守に係る業務
- (3) 消防用設備の点検及び整備に係る業務
- (4) 電話構内交換設備の点検及び保守に係る業務
- (5) 自家用電気工作物の保安及び管理に係る業務
- (6) 冷暖房設備の運転及び監視に係る業務
- (7) 冷暖房設備の点検、保守及び整備に係る業務
- (8) 昇降機設備の点検及び整備に係る業務
- (9) 井戸用ろ過設備の点検及び保守に係る業務
- (10) 自動ドアの点検及び保守に係る業務
- (11) 地下タンク等の点検に係る業務

3 適用時期

平成29年3月1日以降に入札公告を行う案件に適用します。

4 その他

最低制限価格または調査基準価格の適用については、当該案件の入札公告において表示されますので、御留意ください。

なお、随意契約については、最低制限価格又は調査基準価格の設定はありません。

問い合わせ先

担当 総務課 総務・管財担当 大菌、若松 電話 0985-26-9752 E-mail kigyo-somu@pref.miyazaki.lg.jp
--